

『皆様こんにちは！』 田んぼの稲刈りもはじまり季節は秋真っ只中です。また、野山や公園の木々も色づきはじめ、日本のすばらしい四季のひとつを感じ取れる時期となりました。みなさんも小さな秋を見つけに出掛けてみてはいかがですか。

さて、今回の『協議会だより 第26号』は、北河内4市リサイクルプラザ操業差止等請求訴訟判決の報告と組合が7月に行いました環境調査結果の報告が主なテーマとなりました9月25日(木)の第26回協議会(自治会選出委員の出席者数12名)の内容をお知らせします。

第26回協議会 次第

1. 主な事務の報告について
2. 施設の運転について
3. 環境保全について
4. 協議会の運営について
5. その他



主な事務の報告について

事務局から報告がありました。

◎ 主な事務の報告について

- ・ 9月15日、関西テレビ「スーパーニュース アンカー」と17日朝日放送「NEWS ゆう」で当プラザに関連した内容の報道がありました。
- ・ 9月18日、大阪地方裁判所において、北河内4市リサイクルプラザ操業差止等請求訴訟の判決が言い渡されました。
- ・ 9月20日、当プラザの貯留ピットの清掃をおこないました。
- ◎ 今後のスケジュール(予定)
 - ・ 10月3日、北河内4市リサイクル施設組合議会全員協議会が開催されます。
 - ・ 11月7日、北河内4市リサイクル施設組合議会平成20年第2回定例会が開催される予定です。

操業差止等請求訴訟判決について

事務局から報告がありました。

- ◎ 判決の骨子は、次のとおりです。

第1 主文

原告らの請求をいずれも棄却する。(当組合側勝訴)

第2 事案

民間の廃プラスチック処理施設と当施設組合の廃プラスチック中間処理施設「かざぐるま」からの有害化学物質により健康被害を受けたとして、2施設の操業・運転の差止めを求めて、施設付近の住民の一部が提訴した事件

第3 裁判所の判断

1. 4市組合施設について

- (1) 現在の科学的知見では、原告ら(住民側)の主張するTVOCの数値をもって、人の健康に影響を及ぼす危険性の判断指標とはできない。
- (2) 4市組合施設から、人の健康に影響を及ぼす程度の有害化学物質が排出されていることを認めるに足る証拠はない。
- (3) 原告ら(住民側)の有害化学物質の曝露も認めることはできない。
- (4) 4市組合施設からの化学物質による健康被害の発生を認めることはできない。

2. 民間廃プラスチック処理施設について

- (1) 現在の科学的知見では、原告ら(住民側)の主張するTVOCの数値をもって、人の健康に影響を及ぼす危険性の判断指標とはできない。
- (2) 原告ら(住民側)は、健康被害を主張しているが、客観的検査等の具体的証拠が一切提出されておらず、愁訴しかない。
- (3) 原告ら(住民側)の有害化学物質の曝露も認めることはできない。

3. 結論

4市組合施設及び民間廃プラスチック処理施設の稼働によって、原告ら(住民側)が社会の一員として

社会生活を送る上での受忍限度を超える侵害があったと認めることはできない。

したがって、原告ら（住民側）の請求は、いずれも理由がない。

◎ 判決付言の内容は、次のとおりです。

原告らの居住地は、平穏な住宅地であるにもかかわらず、その周辺地域には、私企業が営む工場、作業所の他、既に寝屋川市の廃棄物焼却場であるクリーンセンターが存在し、その近隣に本件2施設が建設され、さらに、南東側に第2京阪道路が建設されているなど、揮発性有機化合物（VOC）等が発生させる可能性のある施設が集中しており、居住環境に大きな負荷がかかっていることが認められるのであって、原告らが、大気的安全性について不安を有し、神経を尖らせるのも無理もない状況であるといえる（原告らの不安感は、本件2施設が、その計画、設置手続に際し、必ずしも、地域住民に対する説明や情報公開等が十分でなかったことにより増幅されていることが窺える。）特に、今後、第2京阪道路の供用が開始された際には、その影響も無視できないものであり、本件地域における大気環境に相当な影響を与えることが予想される。したがって、被告らは、原告らを含む周辺住民に対し、今後とも、可能な限り、情報や検査結果を公開するとともに、化学物質の排出を最小限に抑制する努力・工夫を継続し、複合的な大気汚染が生じることのないよう注意していく必要があるものというべきである。

これに対して、各委員からは次のような意見や質問が出されました。

○ 判決結果は、広報等で周知されるのか。

（回答：寝屋川市の広報（10月1日号）に判決の要旨を掲載いたします。）

○ 今後、控訴された場合はどうされるのか。

（回答：応訴する予定です。）

施設の運転について

事務局から説明がありました。

7月・8月度のプラスチック類の搬入量と処理状況につきましては、下記のとおりです。

（単位：t）

	7 月 度	8 月 度
搬 入 量	1,075.270	985.560
処 理 量	1,097.513	977.312

		7 月 度	8 月 度
搬 出	成型品プラスチック	903.230	811.780
	成型品ペットボトル	55.890	56.000
	可燃残渣	89.620	87.750
	不燃残渣	2.440	3.090

環境保全について

事務局から報告がありました。

7月・8月度の排出空気監視モニタの測定結果につきましては、下記のとおりです。

7月度

（単位：μg/m³）

測定日	T-VOC		トルエン	
	最大	最小	最大	最小
1日(火)	6,510	3,290	20	0
2日(水)	7,250	3,660	40	0
3日(木)	10,390	3,050	50	0
4日(金)	9,090	3,600	40	0
5日(土)	5,930	2,340	10	0
6日(日)	3,850	1,580	10	0
7日(月)	9,600	2,340	110	0
8日(火)	9,030	4,780	10	0
9日(水)	8,670	3,420	50	0
10日(木)	9,950	2,670	60	0
11日(金)	8,430	4,240	40	0
12日(土)	5,550	2,670	40	0
13日(日)	3,700	1,370	40	0
14日(月)	9,630	1,740	50	0
15日(火)	9,440	3,680	60	0
16日(水)	6,670	3,910	30	0
17日(木)	12,450	3,140	70	0
18日(金)	10,530	4,860	50	0
19日(土)	5,380	4,110	10	0
20日(日)	メンテナンス中			
21日(月)	4,050	1,380	40	0
22日(火)	5,840	4,010	30	0
23日(水)	7,230	3,760	60	0
24日(木)	5,440	3,890	60	0
25日(金)	8,540	4,360	10	0
26日(土)	7,410	3,200	40	0
27日(日)	5,990	2,230	30	0
28日(月)	9,540	2,850	60	0
29日(火)	8,720	4,890	30	0
30日(水)	6,330	3,670	20	0
31日(木)	10,470	2,860	30	0

8月度 (単位：μg/m³)

測定日	T-VOC		トルエン	
	最大	最小	最大	最小
1日(金)	8,760	4,230	20	0
2日(土)	8,110	3,130	50	0
3日(日)	4,540	1,580	30	0
4日(月)	9,600	2,340	50	0
5日(火)	8,560	3,880	0	0
6日(水)	9,310	3,760	80	0
7日(木)	9,050	3,230	20	0
8日(金)	8,020	4,810	10	0
9日(土)	6,270	2,290	40	0
10日(日)	3,960	1,690	10	0
11日(月)	8,210	2,900	30	0
12日(火)	8,570	4,840	40	0
13日(水)	8,300	4,380	90	0
14日(木)	10,530	3,430	40	0
15日(金)	9,090	4,360	30	0
16日(土)	6,660	2,280	20	0
17日(日)	4,020	1,170	30	0
18日(月)	8,490	1,220	40	0
19日(火)	11,010	4,780	60	0
20日(水)	5,420	3,160	60	0
21日(木)	7,240	2,340	180	0
22日(金)	7,980	4,210	70	0
23日(土)	15,960	4,570	0	0
24日(日)	5,760	1,720	30	0
25日(月)	10,530	2,010	30	0
26日(火)	8,500	4,770	50	0
27日(水)	7,450	3,710	50	0
28日(木)	11,940	3,770	20	0
29日(金)	9,180	5,040	60	0
30日(土)	5,370	2,220	40	0
31日(日)	2,560	1,460	30	0

環境調査結果について

事務局から報告がありました。

◎ T-VOC等の調査レポート

北河内4市リサイクルプラザ排出空気のトルエン・T-VOC連続モニタリングにおいて、高い値を示している事への対応と、透明かつ効果的な管理を行うために調査を実施しましたので、その結果を報告します。

1. 現況としましては、

- (1) トルエンは、ほとんど検出されていません。
- (2) T-VOC濃度の値が、施設稼動以降大きく乱高下

しています。

(3) 7月19日に活性炭の交換を実施しました。

2. 今回の調査項目としましては、

- (1) 高い値の原因を調べるための項目としまして、
A. チャンバー室内空気の測定業者によるブタン等の濃度測定…(7月24日・25日・28日測定)

※〔測定業者は、GCマスという分析方法で測定します。施設稼動前の事前調査や稼動後の3月に実施した調査も、この方法で測定しています。〕

- (2) 周辺環境へ影響を与えているのかどうか?に関する項目として、

B. 測定業者によります5日間(7月21日~26日)測定…(敷地境界線(外気)とチャンバー室(施設内空気の排出口)の2カ所で測定)

- (3) 連続測定器と測定業者が測定する値が同じなのか?に関する項目としまして、

C. チャンバー室内空気の測定業者によるT-VOCの30分測定…(7月24日・25日・28日測定)

※〔連続測定器とは、施設で自動的に24時間連続測定しているFIDという分析方法の測定器で、この測定値が電光掲示板に表示されています。〕

3. それらの測定結果と結論ですが、

A. チャンバー室内空気の測定業者によるブタン等の濃度測定の結果は、**表1**のとおりで、T-VOCの濃度の大部分が、イソブタン・ルマルブタンとイソペンタン、エタールであり、それらのT-VOCに対する割合は、74.3%~80.9%となります。

表1 (単位：μg/m³)

	7月24日	7月25日	7月28日
	10:52	10:55	10:45
T-VOC	2700	3500	2500
イソブタン・ルマルブタンの濃度 (T-VOCに占める割合)	1800 (66.7%)	2500 (71.4%)	1700 (68.0%)
イソペンタンの濃度 (T-VOCに占める割合)	25 (0.9%)	42 (1.2%)	83 (3.3%)
エタールの濃度 (T-VOCに占める割合)	180 (6.7%)	290 (8.3%)	220 (8.8%)
割合の合計	74.3%	80.9%	80.1%

B. 測定業者によります5日間測定の結果は、**表2**のとおりで、規制値が定められていますジクロロメタンからテトラクロエチレンまでの4物質と、アルデヒド類の2物質につきましては、いずれの測定値も規制値を大きく下回ってしまっており、ほとんど敷地境界線(外気)よりチャンバー室(排出口)の方が低い濃度でした。このことから、基準が定められている有害な物質としては、施設

の稼働によって環境に影響は与えていない事と活性炭の効果は出ている事が確認できました。また、稼働

前に実施しました調査と比較しても、今回の結果は問題となるものではありませんでした。

表2

(単位: $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

		測定場所	ジクロロメタン	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ホルムアルデヒド	アセトアルデヒド	T-VOC
①	7月21~22日	敷地境界	1.4	0.63	0.31	0.13	3.4	2.7	170
		チャンバー室	1.5	0.10	0.042	0.10	3.4	9.4	1900
②	7月22~23日	敷地境界	3.0	0.63	0.64	0.32	3.8	3.1	220
		チャンバー室	2.0	0.064	0.036	0.030	3.5	5.7	2700
③	7月23~24日	敷地境界	2.3	0.69	0.89	0.27	4.4	4.1	160
		チャンバー室	1.8	0.068	0.042	0.015	1.6	3.6	2500
④	7月24~25日	敷地境界	3.0	0.83	0.96	0.34	5.0	4.2	150
		チャンバー室	2.5	0.082	0.048	0.015	2.3	5.2	2700
⑤	7月25~26日	敷地境界	1.9	0.65	0.75	0.28	4.4	3.7	110
		チャンバー室	2.5	0.075	0.042	0.015	2.2	3.8	2800
【参考】 規制値 (*環境基準 **室内環境指針)			*150	*3	*200	*200	**100	**48	—

C. チャンバー室内空気の測定業者による T-VOC の 30 分測定の結果は、表3のとおりで、T-VOC の値は絶対値ではなく、測定方法により値が大きいほど大きく乖離する等、乖離の度合いに相関性がある事がわかりました。

なお、測定業者と測定器のメーカーからの説明によりますと、測定値はどちらの結果も間違いではなく、分析方法の違いによるものであるとの報告を受けています。

表3

(単位: $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

	測定業者による 測定値 (測定時間)	連続測定器による 測定値 (測定時間)
7月24日	2700 (10:52)	4611.10 (10:11)
		4379.97 (10:41)
		4752.04 (11:11)
		5289.31 (11:41)
7月25日	3500 (10:55)	7578.59 (10:11)
		7729.30 (10:41)
		7089.99 (11:11)
		6606.39 (11:41)
7月28日	2500 (10:45)	3815.51 (10:11)
		4184.71 (10:41)
		4039.04 (11:11)
		4800.56 (11:41)

4. まとめとしまして、

施設から排出される構成物質を調査した結果、イソブタン・ルマルブタン、イソペンタン、エタノールが大部分を占めており、これらが T-VOC の値を押し上げている原因と考えられる。

また、これらの物質は、健康影響が懸念される物質ではない。(表4参照)

表4 7月25日 10:55 測定数値 (測定業者による測定) との比較
(単位: $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

項目	測定数値 (GC マス)	ACGIH
T-VOC	3,500	—
うちイソブタン・ルマルブタン	2,500 (71.4%)	1,870,900(800ppm)
うちイソペンタン(メチルブタン)	42 (1.2%)	1,745,500(600ppm)
うちエタノール	290 (8.3%)	1,880,000(1000ppm)
小 計	2,832 (80.9%)	—

ACGIH: 労働環境での基準にあたる米国産業衛生協議会の許容濃度

ブタンはライターやカセットコンロのボンベ・ヘアースプレーなどの代替フロンとして利用されているほか、発泡スチロールの発泡ガスとしても使用されています。イソペンタンは、氷殺ジェット (殺虫剤) やヘアースプレーなどに利用されています。

エタノールは、お酒の成分であり、本施設へ持ち込まれたそれらが、原因であると推測されます。

ライターやボンベ・スプレー等は、本施設に異物として混入している事が確認されております。(表5参照)

今後の取組みとしては、市民の方々への分別排出の啓発と各市の収集において、異物の混入を防ぐように働きかけを行ってまいります。

表5 月別ライター・スプレー類混入数調べ(単位:本)

月	ライター	スプレー類	計
H20年3月 (17日~31日)	651	650	1301
H20年4月	1801	1116	2917
H20年5月	1989	1207	3196
H20年6月	1602	1150	2752
H20年7月	1874	1374	3248
H20年8月	1497	1246	2743
計	9414	6743	16157

5. T-VOCの参考値について

施設稼働以後の排出空気の状態の連続測定での最大値は25,480 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (平成20年4月8日)となっておりますが、大気汚染防止法において、T-VOCに相当するVOCの排出基準が定められており、最も厳しい排出基準で【215,200 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (400ppmC)】です。

また、排出空気監視モニタに参考値として1400 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を表示していますが、1400 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ は一般大気中の濃度(寝屋川市役所屋上)であり、平成17年1月に1度だけ測定した値であり、市民の方々には不安を与えていることから、本組合施設は大気汚染防止法の規制対象施設ではありませんが、同法の最も厳しい基準値【215,200 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (400ppmC)】に変更することを考えています。

※ 大気汚染防止法の規制対象となる揮発性有機化合物排出施設及び排出基準一覧表は、6ページ(表5)に掲載しております。

以上の報告に対して、各委員からは次のような意見や質問が出されました。

- 監視モニタの参考値について基準値・規制値でもない一般大気中の値を表示したことにより、市民に不安や誤解を与えているので変更の方がよいのではないかと。(回答:組合としては、表示の変更を考えております。また、新たな参考値として考えている【215,200 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (400ppmC)】は、訴訟判決においてもリサイクルプラザが人の健康に影響を与えるものではないとする理由のひとつとされています。(排出濃度の最高値25,480 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ は、基準値の12%に過ぎない。))

- 一回の測定データを参考値としたことは、安易過ぎたのではないかと。参考値にするのであれば、データを600~2,000サンプルを集めた上で行うものである。(回答:1回の測定データを参考値として表示したことにより、住民の方々には不安を与えたことは事実であり、軽率であったと思います。)
- すでに表示してしまったことは仕方がないと思うが、住民に不安を与えたことは事実であり、早急に変更を行うべきである。
- 施設に持ち込まれたライターやスプレー類がボタン等の発生源であると推測されているが、対策としてどのような方法を考えているのか。(回答:すでに各市の広報紙では、分別排出の特集を組んでいただいておりますが、今後も引き続き広報紙等を通じて啓発してまいります。)

その他として、副議長より

意見書の提出について、提案がありました。

「訴訟の判決におきましても「周辺住民に対し、情報や検査結果の公開、化学物質の排出を最小限に抑制する努力・工夫の継続」が付言されています。つきましては、リサイクルプラザの管理運営に関しまして、今日までの協議会で議論した意見等を集約しまして、意見書として、馬場管理者に提出したいと存じます。」と提案があり、全委員が賛同されました。

今後の協議会等の開催予定について

- ◎ 環境調査会
 - ・第3回 平成20年10月16日(木)午後7時00分~
 - ・第4回 平成20年11月予定
 - ・第5回 平成20年12月予定
- ◎ 協議会
 - ・第27回 平成21年1月15日(木)午後7時30分~

毎月5日は、NO!レジ袋デー

マイバックで楽しいお買い物を!

ごみの減量にご協力下さい。

表 6

大気汚染防止法の規制対象となる揮発性有機化合物排出施設及び排出基準一覧表

揮発性有機化合物排出施設	規模要件	排出基準
揮発性有機化合物を溶剤として使用する化学製品の製造のように供する乾燥施設	送風機の送風能力が 3,000m ³ /時以上のもの	600ppmC 【322,800 μg/m ³ 】
塗装施設（吹付塗装に限る。）	排風機の排風能力が 100,000m ³ /時以上のもの	自動車の製造の用に供するもの：既設 700ppmC 新設 400ppmC その他のもの：700ppmC
塗装の用に供する乾燥施設（吹付塗装及び電着塗装に係るものを除く。）	送風機の送風能力が 100,000m ³ /時以上のもの	木材・木製品（家具を含む）の製造の用に供するもの 1,000ppmC その他のもの 600ppmC
印刷回路用銅張積層板、粘着テープ・粘着シート、はく離紙又は包装材料（合成樹脂を積層するものに限る。）の製造に係る接着により供する乾燥施設	送風機の送風能力が 5,000m ³ /時以上のもの	1,400ppmC 【753,200 μg/m ³ 】
接着の用に供する乾燥施設（前項に掲げるもの及び木材・木製品（家具を含む。）の製造のように供するものを除く。）	送風機の送風能力が 15,000m ³ /時以上のもの	1,400ppmC 【753,200 μg/m ³ 】
印刷の用に供する乾燥施設（オフセット輪転印刷に係るものに限る。）	送風機の送風能力が 7,000m ³ /時以上のもの	400ppmC 【215,200 μg/m ³ 】
印刷の用に供する乾燥施設（グラビア印刷に係るものに限る。）	送風機の送風能力が 27,000m ³ /時以上のもの	700ppmC 【376,600 μg/m ³ 】
工業製品の洗浄施設（乾燥施設を含む。）	洗浄剤が空気に接する面の面積が 5m ² 以上のもの	400ppmC 【215,200 μg/m ³ 】
ガソリン、原油、ナフサその他の温度 37.8 度において蒸気圧が 20 キロパスカルを超える揮発性有機化合物の貯蔵タンク（密閉式及び浮屋根式（内部浮屋根式を含む。）ものを除く。）	1,000kL 以上のもの（ただし、既設の貯蔵タンクは、容量が 2,000 kL 以上のものについて排出基準を適用する。）	60,000ppmC 【32,280,000 μg/m ³ 】

※ 本組合施設は大気汚染防止法の規制対象施設ではありません。



発行：北河内 4 市リサイクルプラザ地域環境保全協議会
 連絡先：北河内 4 市リサイクル施設組合 TEL：072-823-2038
 URL：http://www17.ocn.ne.jp/~recyclek/index.html



北河内 4 市リサイクル施設組合の事業には、今後ともご理解・ご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。